

令和7年度 第1回倉吉市廃棄物減量等推進審議会 日程

日 時 令和7年10月20日（月）午前10時～
場 所 倉吉市役所本庁舎3階 大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（机上配布）
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出（互選）
- 6 会長あいさつ
- 7 質問
- 8 議事録署名委員の選出
- 9 審議会の役割及び全体のスケジュール
- 10 審議事項
可燃ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の見直しについて
- 11 その他
（1）次回の審議会の日程調整について
（2）その他
- 12 閉会

倉吉市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏 名	団体名（役職名）
学識経験者	たなか ひびき 田中 韶	学校法人藤田学院 鳥取看護大学 (看護学部 看護学科 教授)
各種団体・事業所の代表者	はやし あきとみ 林 昭富	倉吉市自治公民館連合会（常任委員）
各種団体・事業所の代表者	ふくい やすこ 福井 靖子	とつとり県消費者の会（会長）
各種団体・事業所の代表者	かげやま きよみ 陰山 喜代美	倉吉市食生活改善推進員連絡協議会 (副会長)
各種団体・事業所の代表者	おおつき えつこ 大月 悅子	倉吉男女共同参画推進会議（会長）
各種団体・事業所の代表者	おおた よしこ 太田 良子	倉吉市老人クラブ連合会
各種団体・事業所の代表者	むかい えみこ 向井 恵美子	倉吉商工会議所女性会（副会長）
各種団体・事業所の代表者	とみた みつのぶ 富田 充信	鳥取県中部清掃事業協同組合（理事）
各種団体・事業所の代表者	あきやま たけかず 秋山 武一	倉吉資源リサイクル事業協同組合 (副理事長)
各種団体・事業所の代表者	うえた ともゆき 上田 智幸	鳥取中部ふるさと広域連合 (環境福祉課 課長)

10名

事務局	倉吉市	市民生活部 部長	東本 和也
		環境課 課長	福嶋 隆
		環境課 環境・循環推進係長	和泉 幸志
		環境課 主事	宮本 大樹

令和 7 年 10 月 20 日

倉吉市廃棄物減量等推進審議会会長 様

倉吉市長 広田 一恭

可燃ごみ処理手数料の改定について（諮問）

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第 8 条の規定により、可燃ごみ処理手数料の改定について、貴審議会の意見を求める。

記

1 諮問事項

可燃ごみ処理手数料の改定について

2 諒問の趣旨

本市では、ごみの排出抑制を図るため、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例に可燃ごみ処理手数料を規定し、指定ごみ袋を有料化しています。

本市の家庭系可燃ごみの「1人1日あたりの排出量」は、指定ごみ袋の有料化を開始した平成 17 年度から平成 22 年度までの 5 年間は減少傾向で推移していましたが、平成 22 年度以降は増加に転じているため、今一度、ごみの適正な分別の取り組みを徹底し、ごみの排出抑制を図る必要があります。

このような状況の中で、ごみ処理施設の運営管理に係る人件費や諸物価の高騰、施設整備費等の増加に伴い、ごみ処理経費が高騰しているため、可燃ごみ処理手数料を見直す必要があると考えています。

また、ごみの排出量が少ない世帯の負担を考慮するため、現在の小袋よりさらに小さい袋を導入する必要があると考えており、新規格の袋の可燃ごみ処理手数料の設定を含めた改定を貴審議会に諮問するものです。

倉吉市廃棄物減量等推進審議会の目的・役割等

1 審議会の目的と役割

(1) 概要

- ア 審議会の名称 倉吉市廃棄物減量等推進審議会
イ 委員数 学識経験者、各種団体・事業所の代表者から 10 名
ウ 任 期 委嘱の日から 2 年間

(2) 目的（所掌事項）

審議会には、倉吉市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進並びに一般廃棄物処理手数料の設定に関する事項について調査及び審議を行っていただきます。

(3) 役割

倉吉市が説明する資料等を基に、次の視点で審議を行っていただきます。

ア 適正性

倉吉市のごみ処理業務に関連する手数料等の適正性を審議していただきます。

イ 透明性

倉吉市のごみ処理業務に関連する手数料等の意思決定プロセスの透明性を確保します。

ウ 一般性

倉吉市のごみ処理業務に関連する手数料等の設定について、各委員の立場から、ご意見をいただき、行政が見落としがちな部分を補完していただきます。

2 全体のスケジュール（案）

時 期	内 容	備 考
10月 20 日	第1回審議会：諮問・審議	
11月	第2回審議会：審議 (進捗によっては、第3回の開催を予定)	
令和8年 1月	第3回審議会：答申（案）の審議	
令和8年 1月	答申	
令和8年 2月～3月	パブリックコメント（30日間）	住民周知の期間
令和8年 3月	市の方針決定	
令和8年 5月	条例改正案の上程、予算計上の手続き	
令和8年 11月	指定ごみ袋料金の改定	

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成5年9月16日条例第33号）

第2章 倉吉市廃棄物減量等推進審議会

(設置)

第7条 法第5条の7の規定に基づき、倉吉市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進並びに一般廃棄物処理手数料の設定に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第9条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 各種団体及び事業所の代表者 10人以内

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第14条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

(一般廃棄物処理手数料)

第 27 条 地方自治法第 227 条の規定により、一般廃棄物のうち第 20 条の規定により市が収集する可燃ごみ及びし尿の処理について、次のとおり一般廃棄物処理手数料を徴収する。

(1) 可燃ごみ処理手数料 指定袋 1 袋につき、小袋は 21 円と、大袋は 31 円とする。

(2) 略

地方自治法（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則

(指定袋の種類等)

第 2 条の 2 条例第 20 条第 2 項に規定する市長が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）は、次の表のとおりとする。

袋の種類		規格	手数料の額
指定袋（高密度ポリエチレン 製白色半透明袋）	小袋	縦 68 センチ、横 50 センチ、 厚さ 0.035 ミリ	1 袋につき 21 円
	大袋	縦 83 センチ、横 65 センチ、 厚さ 0.035 ミリ	1 袋につき 31 円